

育英短期大学学則

目 次

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 学科、学生定員及び修業年限（第4条・第5条）
- 第3章 学年、学期及び休業日（第6条～第9条）
- 第4章 教育課程及び単位（第10条）
- 第5章 履修の方法、学習の評価、課程修了の認定及び卒業（第11条～第25条）
- 第6章 入学、退学、転学、転学科及び休学（第26条～第43条）
- 第7章 入学金、授業料その他の費用（第44条～第49条）
- 第8章 職員組織（第50条～第53条）
- 第9章 教授会（第54条・第55条）
- 第10章 科目等履修生及び外国人留学生等（第56条～第58条）
- 第11章 公開講座（第59条）
- 第12章 図書館（第60条）
- 第13章 幼児教育研究所（第61条）
- 第14章 厚生施設等（第62条）
- 第15章 賞罰（第63条・第64条）
- 第16章 その他（第65条）
- 附 則

第 1 章 総 則

(目的及び使命)

第1条 育英短期大学(以下「本学」という。)は、教育基本法、学校教育法及び児童福祉法に則り、高等学校教育の基礎のうえに、高い教養と専門的な知識技能を習得させ、健全有為な専門的職業人を育成することを目的とする。

2 本学の設置する各学科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

[保育学科]

保育学科は、子どもたちの健全な心身の発達を支援するために必要な専門知識と実践力を兼ね備えた人間性豊かな専門的職業人の養成に資する教育研究を行う。

[現代コミュニケーション学科]

現代コミュニケーション学科は、グローバルでローカルな視野とコミュニケーション能力を備え、実社会の多様な分野で活躍できる人材の養成に資する教育研究を行う。

3 本学は、校舎を群馬県高崎市京目町1656番地1に置く。

(自己点検評価)

第2条 本学は、教育水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検及び評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制については、別に定める。

(教育内容等の改善)

第3条 本学は授業内容及び方法の改善を図るための委員会を設け、研修及び研究を実施する。

2 前項の委員会については、別に定める。

第 2 章 学科、学生定員及び修業年限

(学科及び学生定員)

第4条 本学において設置する学科及び学生定員は、次のとおりとする。

学 科	定 員		備 考
	入学定員	収容定員	
保 育 学 科	240 名	480 名	保育学科にあつては、児童福祉法施行規則等により、学級数の定めが必要とされる演習・実習・実技科目については、これを5とする。ただし、学年毎の実員状況に応じ、これによらない場合がある。
現代コミュニケーション学科	100 名	200 名	
計	340 名	680 名	

(修業年限及び在学期間)

第5条 本学の修業年限は、2年とする。

2 在学期間は、4年を超えることができない。ただし、学則第30条及び第31条により入学した者の在学期間は、入学後の在学すべき年数の2倍の年数を超えることができない。

3 休学期間は、在学期間に算入しない。

第 3 章 学年、学期及び休業日

(学年)

第6条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学年を分けて次の2期とする。

前期 4月1日から8月31日まで

後期 9月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第8条 休業日は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 県民の日 10月28日

(4) 春季休業 3月19日から3月31日まで

(5) 夏季休業 7月20日から9月14日まで

(6) 冬季休業 12月20日から翌年1月7日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めるときは、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

(授業期間)

第9条 1年間の授業期間は、試験行事等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

第 4 章 教育課程及び単位

(開設授業科目及び単位数)

第10条 本学において開設する授業科目は、基礎科目、専門教育科目、自由科目、教職科目に区分する。開設する授業科目の科目名、授業形態、単位数は、別表第2及び第3に定めるとおりとする。

第 5 章 履修の方法、学習の評価、課程修了の認定及び卒業

(履修の方法)

第11条 本学において開設する授業科目は、これを必修及び選択科目とし、履修の方法については、本学則に定めるもののほか別に定める。

(科目の登録)

第12条 学生は、毎学期の当初に当該学期において履修すべき授業科目を登録しなければならない。

2 学生は、前項により登録した授業科目以外の授業科目を履修することはできない。

(単位修得の認定)

第13条 授業科目を履修した者には、認定のうえ所定の単位を与える。

2 授業科目の単位の修得の認定は、試験、レポート、平素の成績、その他の方法により行うものとし、その方法については、各授業科目の担当者がこれを定める。

(他の学科における授業科目の履修等)

第14条 教育上有益と認めるときは、学生が所属する学科以外の授業科目を履修すること、又は聴講することを認めることができる。

2 前項で履修した授業科目については、修得した単位を学生が所属する学科において修得したものとすることができる。

(他の短期大学等における修得単位の認定)

第15条 教育上有益と認めるときは、本学が定めるところにより学生が他の短期大学、大学又は大学以外の教育施設において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。

- 3 教育上有益と認めるときは、高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 4 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に短期大学、大学又は大学以外の教育施設において履修した授業科目について修得した単位を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 5 第3項及び前項により修得したものとみなすことのできる単位数は、転入学等の場合を除き、第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて、30単位を超えないものとする。

ただし、第2項により本学において修得したとみなす単位数と合わせるときは、45単位を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第16条 学生が職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

- 2 前項による修業年限及び履修方法については、別に定める。

(試験等の時期)

第17条 試験等の時期は、原則として各学期末とする。ただし、各授業科目の担当者が必要と認めるときは、臨時に行うことができる。

(試験等の受験資格)

第18条 当該授業科目の履修について当該学期の登録期間に登録していない者は、試験を受けることはできない。

(追試験、再試験)

第19条 病気等やむを得ない事情により試験等を受験できなかったと教授会が認めた者は、追試験を受けることができる。

- 2 定期試験不合格の科目について、当該担当教員が再試験を実施する場合にかぎり、当該学生は再試験を受けることができる。

(認定)

第20条 第13条第2項に規定する試験等の評価は、秀、優、良、可及び不可の評語で表わし、可以上を合格とする。

(単位の計算方法)

第21条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、15から30時間の授業の範囲をもって1単位とする。
- (3) 実験、実習及び実技については、30から40時間の範囲の授業をもって1単位とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適当と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(卒業の要件)

第22条 本学を卒業するためには、本学に2年以上在学し、70単位以上を修得しなければならない。

(資格の取得)

第23条 本学において取得することができる資格及び免許状の種類は次のとおりとする。

学 科	免許状等の種類
保 育 学 科	幼稚園教諭二種免許状 保 育 士
現代コミュニケーション学科	中学校教諭二種免許状 (英語)

- 2 前項の幼稚園教諭二種免許状及び中学校教諭二種免許状 (英語) を取得しようとする者が履修しなければならない科目及び単位数は、別に定める。

3 第1項の保育士の資格を取得しようとする者が履修しなければならない科目及び単位数は、別に定める。

(課程の修了認定及び卒業)

第24条 本学に2年以上在学し、第22条に定める単位を修得した者に対して、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。

2 前項の認定は、学年末に行う。ただし、必要に応じて前期末に行うことができる。

(学位授与)

第25条 前条の規定に基づき卒業した者には、本学学位規程の定める学位を授与する。

第6章 入学、退学、転学、転学科及び休学

(入学時期)

第26条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、学年の途中においても、学期の区分に従い入学させることがある。

(入学資格)

第27条 本学に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (6) 本学において個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの。

(入学の出願)

第28条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に別表第1に掲げる入学検定料を添えて提出しなければならない。

2 提出の時期、方法、同時に提出すべき書類等については、別に定める。

(入学者の選考及び入学手続き)

第29条 入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

2 選考の結果、合格通知をうけた者は指定の期間内に第44条に規定する入学金を納入するとともに本学の指定する書類を提出しなければならない。

(再入学)

第30条 第37条又は第43条の規定に基づき本学を退学等した者が退学後2年以内において同一学科に再入学を希望するときは、選考のうえ入学を許可することができる。

2 前項の規定により再入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

(転入学)

第31条 本学に転入学を希望する者がいるときは、欠員がある場合に限り、選考のうえ、相当する学年に入学を許可することができる。

2 転入学を希望する者は、願書に現に在籍する大学の学長の転学承認書及び単位取得証明書を添えて出願しなければならない。

3 転入学を許可された者が既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

(入学許可)

第32条 学長は、入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(保証人)

第33条 入学を許可された者は、正・副2名の保証人を定め、本学の指定する期間内に届け出なければならない。

第34条 保証人は、学生の在学中の一切の事項について責任を持つものとする。

第35条 保証人のうち正保証人は、父母又は成年の親族とし、正・副保証人は、いずれも独立の生計を営むものとする。

第36条 保証人を変更したとき、又は転居したときは、直ちに届け出なければならない。

(退学)

第37条 退学を希望する者は、その事由を詳記し、保証人連署のうえ学長に願い出て許可を得なければならない。

(転学)

第38条 他の大学等への転学を希望する者は、保証人連署のうえ学長に願い出て許可を得なければならない。

(転学科)

第39条 転学科を希望する者があるときは、教授会の議を経て学長が許可することがある。

(休学)

第40条 疾病その他やむを得ない理由により3か月以上修学することが困難な者は、保証人連署のうえ学長に願い出て休学することができる。

2 前項の休学のうち疾病による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

(休学期間)

第41条 休学の期間は、当該年度を超えることができない。ただし、特別な事由があるときは学長の許可を得て、引続き休学することができる。

2 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。

3 休学の期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第42条 休学期間満了により復学するときは、学長に復学の届出をしなければならない。

2 休学期間満了前であっても、その事由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

(除籍)

第43条 学生が次の各号の一に該当するときは、教授会の議を経て、学長が除籍する。

(1) 第5条第2項に規定する在学年数を超えたとき。

(2) 死亡又は長期行方不明のとき。

(3) 第41条第2項に規定する休学期間を超えてなお修学することができないとき。

(4) 成業の見込みがないと認められたとき。

(5) 授業料の納入を怠り、催告してもなお納入しないとき。

第7章 入学金、授業料及びその他の費用

(入学金)

第44条 入学金の額は、別表第1に掲げるとおりとする。

2 入学金の納入時期、納入方法等の必要な事項は、別に定める。

(授業料)

第45条 授業料、授業料の納入時期及び方法は、別表第1に掲げるとおりとし、前期及び後期の2期に分けて納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、学長が災害その他特別な事情により授業料の納入が困難であると認められた者については、分納又は延納を認めることができる。

(退学等の場合の授業料)

第46条 退学若しくは転学しようとする者又は停学中の者は、当該期の授業料全額を納入しなければならない。

(休学の場合の授業料等)

第47条 学期の途中から休学する者は、当該学期の授業料等の全額を納入するものとする。ただし、学期の全てを休学する者の授業料等は、徴収しない。

2 全学期休学する者は、各学期毎に在籍料として30,000円を納入するものとする。

(その他の費用)

第48条 入学金及び授業料のほか、教育実習、保育実習及びその他、別に定める教育に必要な費用を徴収することができる。

(授業料等の納入金の不還付)

第49条 既納の授業料等の納入金は、理由の如何を問わず還付しない。

第 8 章 職 員 組 織

(職員)

第50条 本学に学長、学科長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置く。

ただし、教育研究上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、助教または助手を置かないことがある。

2 本学には、前項のほか、副学長、講師、技術職員その他の必要な職員を置くことができる。

(職員の職務)

第51条 職員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 学長は、校務を掌り、所属職員を統督する。
- (2) 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- (3) 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者で、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- (4) 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者で、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- (5) 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。
- (6) 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者で、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- (7) 助手は、所属組織の教育研究の円滑な実施に必要な業務を行う。
- (8) 事務職員は、学長の命により大学の事務を処理する。

(名誉教授)

第52条 本学に学長又は教授として多年勤務した者で、教育上又は学術上特に功績のあったものに対し、名誉教授の称号を贈ることができる。

2 名誉教授に関する必要な事項は、別に定める。

(客員教授)

第53条 本学に常時勤務の教員以外で学生を教授し、又は研究に従事する者に対し、客員教授の称号を付与することができる。

2 客員教授に関する必要な事項は、別に定める。

第 9 章 教 授 会

(教授会)

第54条 本学に重要な事項を審議するために教授会を置く。

2 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
- (2) 学位の授与

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が教授会の意見を聴くことが必要であると認めるもの。

3 教授会は前項に規定するもののほか、教育研究に関する事項について審議し、学長の求めに応じ、

意見を述べることができる。

4 前各項に規定するもののほか、教授会に関する必要事項は、別に定める。

(運営委員会)

第55条 本学の運営に関する事項を審議するため、運営委員会を置くことができる。

2 運営委員会に関する必要な事項は、別に定める。

第 10 章 科目等履修生及び外国人留学生等

(科目等履修生)

第56条 本学において開設する一つ又は複数の授業科目の履修を希望する者については、当該科目の授業に支障がない場合に限り、教授会で選考のうえ、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に関する必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第57条 外国人で学校教育における12年の課程を修了したと認められる者については、教授会で選考のうえ、入学を許可することができる。

2 外国人留学生に関する必要な事項は、別に定める。

(委託生)

第58条 所定の入学資格を有しない外国人で公共機関またはこれに準ずる団体から委託された者については、授業に支障がない場合にかぎり教授会の議を経て学長が委託生として入学を許可することができる。

2 委託生に関する必要な事項は、別に定める。

第 11 章 公開講座

(公開講座)

第59条 本学における教育・研究の成果を広く社会に開放し、地域社会の教育文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関する必要な事項は、別に定める。

第 12 章 図書館

(図書館)

第60条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関する必要な事項は、別に定める。

第 13 章 幼児教育研究所

(幼児教育研究所)

第61条 本学に幼児教育研究所を置く。

2 幼児教育研究所は、幼児教育に関する学際的・総合的研究を行い、その成果を普及し、地域社会に貢献することを目的とする。

3 幼児教育研究所に関する必要な事項は、別に定める。

第 14 章 厚生施設等

(厚生施設)

第62条 本学に厚生施設を置く。

2 厚生施設に関する必要な事項は、別に定める。

第 15 章 賞 罰

(表彰)

第63条 学生が学業、操行、文化・スポーツ及びその他の活動において優れた成績をあげ、他の模範となる場合は、教授会の議を経て、学長がこれを表彰することがある。

2 前項の表彰の種類については、別に定める。

(懲戒)

第64条 学長は、学則その他の規律に違反し、又は本学の学生の本分に反する行為があった学生に対し、教授会の議を経て、懲戒する。

2 前項の懲戒は、訓戒、停学又は退学の処分とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 正当の理由がなく、出席が常でない者

(3) その他、学内の秩序を乱し、本学の体面を傷つけ、学生としての本分に著しく反した者

第 16 章 そ の 他

第65条 この規則の改廃は、教授会に諮り、理事会の議を経て、学長が行う。

附 則

この学則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この学則の一部改正は、昭和55年4月1日から適用する。

附 則

この学則の一部改正は、昭和58年4月1日から適用する。

附 則

この学則の一部改正は、昭和61年4月1日から適用する。

附 則

この学則の一部改正は、昭和62年4月1日から適用する。

附 則

この学則の一部改正は、平成元年2月10日に改正し、施行する。ただし、授業料及び施設維持費については、平成元年4月1日から施行し、入学金については、平成元年度（平成元年4月）入学者から適用する。

附 則

この学則の一部改正は、平成元年10月24日に改正し、平成2年4月1日から適用する。

附 則

この学則の一部改正は、平成2年1月24日に改正し、施行する。ただし、第8条に規定する別表第2の一部改正は、平成2年4月1日から適用する。

附 則

この学則の一部改正は、平成2年11月22日に改正し、施行する。ただし、入学料、授業料及び教育振興費については、平成3年4月1日から施行し、入学料については、平成3年度（平成3年4月）入学者から適用する。

附 則

- この学則の一部改正は、平成3年10月14日に改正し、平成4年4月1日から施行する。
- 第2条に規定する学生定員は、平成12年度までの間は次のとおりとする。

年度 学科	平成4年度		平成5年度～平成11年度		平成12年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
保育学科	100名	200名	100名	200名	100名	200名
英語科	200名	300名	200名	400名	100名	300名
計	300名	500名	300名	600名	200名	500名

附 則

この学則の一部改正は、平成3年11月19日に改正し、施行する。ただし、別表第1中後期納入期日については、平成3年9月1日から適用し、授業料については、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この学則の一部改正は、平成6年2月2日に改正し、平成6年4月1日から適用する。

附 則

この学則の一部改正は、平成7年2月22日に改正し、平成7年4月1日から適用する。

附 則

この学則の一部改正は、平成9年3月11日に改正し、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この学則の一部改正は、平成11年3月27日に改正し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

- この学則の一部改正は、平成12年4月1日から施行する。
- 第3条に規定する学生定員は、平成12年度から平成17年度までの間は、次のとおりとする。

年度 学科	平成12年度～平成16年度		平成17年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員
保育学科	100名	200名	100名	200名
英語科	200名	400名	100名	300名
計	300名	600名	200名	500名

附 則

- この学則の一部改正は、平成13年4月1日から施行する。
- 第3条に規定する学生定員は平成13年度から平成17年度までの間は次のとおりとする。

年度 学 科	平成13年度		平成14年度～平成16年度		平成17年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
保育学科	150名	250名	150名	300名	150名	300名
幼児教育専攻	75	75	75	150	75	150
保育専攻	75	75	75	150	75	150
英語科	150名	350名	150名	300名	100名	250名
計	300名	600名	300名	600名	250名	550名

附 則

- この学則の一部改正は、平成14年4月1日から施行する。
- 第3条に規定する学生定員は平成14年度から平成17年度までの間は次のとおりとする。

年度 学 科	平成14年度～平成16年度		平成17年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員
保育学科	150名	300名	150名	300名
幼児教育専攻	75	150	75	150
保育専攻	75	150	75	150
現代コミュニケーション学科	150名	300名	100名	250名
計	300名	600名	250名	550名

- 第3条に規定する本学において設置する学科に関連し、同条に記載のない英語科については、在学生が卒業するまでの間存続するものとする。

附 則

この学則の一部改正は、平成13年9月17日に改正し、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この学則の一部改正は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この学則の一部改正は、平成14年3月5日に改正し、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この学則の一部改正は、平成14年7月26日に改正し、平成14年9月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則の一部改正は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 第3条に規定する学生定員は平成15年度は次のとおりとする。

年度 定員	平成15年度	
	入学定員	総定員
保 育 学 科	200名	350名
幼 児 教 育 専 攻	75	150
保 育 専 攻	125	200
現代コミュニケーション学科	100名	250名
計	300名	600名

- 3 学科の廃止等により、再履修する者が履修すべき科目が廃止されたときは、教授会の議を経て、他の学科または学年において開講されている科目を履修することをもって、単位を認定することができる。

附 則

この学則の一部改正は、平成15年3月27日に改正し、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この学則の一部改正は、平成16年3月16日に改正し、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この学則の一部改正は、平成17年3月8日に改正し、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- この学則は、平成17年9月28日に改正し、平成18年4月1日から施行する。ただし、改正後の学則第9条及び第20条の規定は、平成18年3月31日に在学する学生については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成18年1月19日に改正し、平成18年4月1日から施行する。ただし、第22条の2の改正規定は、平成18年3月1日から施行し、平成17年10月1日から適用する。
- 2 改正後の学則第9条、第18条及び第20条の規定は、平成18年3月31日に在学する学生については、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、平成18年12月6日に改正し、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- この学則は、平成19年9月26日に改正し、平成20年4月1日から施行する。ただし、改正後の学則第9条及び第21条の規定は、平成20年3月31日に在学する学生については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成20年月1月23日に施行し、平成20年4月1日から適用する。
- 2 改正後の第10条の規定及び別表第2から第4は、平成20年3月31日に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規定は、施行日において在学する学生から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成20年5月28日に施行し、平成21年4月1日から適用する。
- 2 第4条に規定する学生定員について、平成21年度は次のとおりとする。

年度 定員	平成21年度	
	入学定員	総定員
保 育 学 科	200名	400名
幼 児 教 育 専 攻		200
保 育 専 攻		75
現代コミュニケーション学科	100名	200名
計	300名	600名

- 3 保育学科幼児教育専攻並びに保育専攻は、第4条の規定にかかわらず、平成21年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 4 改正後の第10条並びに第22条の規定は、平成21年3月31日に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成21年6月25日に施行し、平成22年4月1日から適用する。
- 2 改正後の第10条並びに第22条の規定は、平成22年3月31日に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成22年10月20日に施行し、平成23年4月1日から適用する。
- 2 改正後の第10条並びに第22条の規定は、平成23年3月31日に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成23年7月29日に施行し、平成24年4月1日から適用する。
- 2 改正後の第10条の規定は、平成24年3月31日に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成24年7月30日に施行し、平成25年4月1日から適用する。
- 2 改正後の第10条の規定は、平成25年3月31日に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成24年11月28日に施行し、平成25年4月1日から適用する。
- 2 改正後の第10条の規定は、平成25年3月31日に在学する学生については、なお従前の例による。ただし基礎科目については、平成25年3月31日に在学する学生に対しても適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第10条の規定は、平成26年3月31日に在学する学生に対しては従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度から平成28年度において収容定員は、第4条の規定にかかわらず次のとおりとする。

年度 定員	平成27年度		平成28年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
保 育 学 科	240名	440名	240名	480名
現代コミュニケーション学科	100名	200名	100名	200名
計	340名	640名	340名	680名

附 則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第10条の規定は、平成29年3月31日に在学する学生に対しては従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第10条の規定は、平成30年3月31日に在学する学生に対しては従前の例による。

別表第1（第28条、第44条、第45条及び第48条関係）

第28条（入学検定料）、第44条（入学金）、第45条（授業料）及び第48条（その他の費用）に規定する学納金の額並びに納入期日は、次の表に掲げるとおりとする。

区 分	金 額	納 入 期 限
入 学 検 定 料	30、000 円	入学志願のとき。
入 学 金	300、000 円	入学手続きのとき。
授 業 料	550、000 円	前期は4月25日、後期は9月25日。
教 育 振 興 費	350、000 円	
教育実習費等	教育実習費等の額及び納入時期等は、別に定める。	

保育学科教育課程表

区分	授業科目	授業形態	開設単位	単位数		区分	授業科目	授業形態	開設単位	単位数		
				必修	選択					必修	選択	
基 礎 科 目	法学(日本国憲法を含む)	講義	2		2	専 門 教 育 科 目	教育課程論	講義	2		2	
	ホスピタリティ論	講義	2		2		保育内容総論	演習	1		1	
	心理学	講義	2		2		保育内容「健康」の指導法	演習	2		2	
	倫理学	講義	2		2		保育内容「人間関係」の指導法	演習	2		2	
	現代の教育	講義	2		2		保育内容「環境」の指導法	演習	2		2	
	国際文化論(異文化理解)	講義	2		2		保育内容「言葉」の指導法	演習	2		2	
	地域文化論	講義	2		2		保育内容「表現」の指導法a	演習	2		2	
	情報メディア論	講義	2		2		保育内容「表現」の指導法b	演習	2		2	
	自然と生活	講義	2		2		表現領域演習Ⅰ	演習	2		2	
	現代社会のしくみと生活	講義	2		2		表現領域演習Ⅱ	演習	2		2	
	情報基礎Ⅰ	演習	1		1		表現領域演習Ⅲ	演習	2		2	
	情報基礎Ⅱ	演習	1		1		表現領域演習Ⅳ	演習	2		2	
	体育講義	講義	2		2		乳児保育	演習	2		2	
	体育実技	実技	1		1		特別支援教育	講義	2		2	
	英語Ⅰ	演習	1		1		障害児保育	演習	2		2	
	英語Ⅱ	演習	1		1		社会的養護内容	演習	1		1	
	コア語Ⅰ	演習	1		1		病児支援論	講義	2		2	
	コア語Ⅱ	演習	1		1		表保育・幼児教育の 実践・技術の	子どもの体育	演習	1		1
	中国語Ⅰ	演習	1		1			子どもの音楽	演習	1		1
	中国語Ⅱ	演習	1		1			子どもの図画工作	演習	1		1
(基礎科目合計)			31		31		子どもの文化	演習	1		1	
専 門 教 育 科 目	基礎ゼミⅠ	演習	1		1	専 門 教 育 科 目	保育実習指導Ⅰ(保育所)	演習	1		1	
	基礎ゼミⅡ	演習	1		1		保育実習Ⅰ(保育所)	実習	2		2	
	社会人のマナー演習	演習	1		1		保育実習指導Ⅰ(施設)	演習	1		1	
	国語表現法Ⅰ	演習	1		1		保育実習Ⅰ(施設)	実習	2		2	
	国語表現法Ⅱ	演習	1		1		保育実習指導Ⅱ(保育所)	演習	1		1	
	関保育・幼児教育の本質・目的に 関する	保育原理	講義	2	2		保育実習Ⅱ(保育所)	実習	2		2	
		教育原理(幼)	講義	2	2		保育実習指導Ⅲ(施設)	演習	1		1	
		児童家庭福祉	講義	2	2		保育実習Ⅲ(施設)	実習	2		2	
		社会福祉	講義	2	2		幼稚園教育実習指導	実習	1		1	
		相談援助	演習	1	1		幼稚園教育実習	実習	4		4	
		社会的養護	講義	2	2		専門ゼミⅠ	演習	1		1	
		教職論(幼)	講義	2	2		専門ゼミⅡ	演習	1		1	
	関保育・幼児教育の対象の理解 に関する	保育と発達心理学Ⅰ	講義	2	2		保育・教職実践演習(幼)	演習	2		2	
		保育と発達心理学Ⅱ	演習	1	1		(専門教育科目合計)		89	6	83	
		子どもの保健Ⅰa	講義	2	2		自 由 科 目	Basic Studying	演習	1		1
	子どもの保健Ⅰb	講義	2	2	Career Studying	演習		1		1		
	子どもの保健Ⅱ	演習	1	1	保育のピアノ演習Ⅰ	演習		1		1		
	子どもの食と栄養	演習	2	2	保育のピアノ演習Ⅱ	演習		1		1		
	家庭支援論	講義	2	2	保育のピアノ演習Ⅲ	演習		1		1		
	幼児理解と保育相談支援	演習	2	2	在宅保育論	講義		2		2		
					就職対策演習	演習		1		1		
					(自由科目合計)		8		8			
					(総計)		128	6	122			

【卒業の要件】

1. 基礎科目から10単位以上修得すること。
2. 基礎科目および専門教育科目から合計70単位以上修得すること。
3. 自由科目は、卒業単位として認定しない。

現代コミュニケーション学科 教育課程表

区分	授業科目	授業形態	開設単位	単位数		区分	授業科目	授業形態	開設単位	単位数	
				必修	選択					必修	選択
基礎科目	法学（日本国憲法を含む）	講義	2		2	専門科目	心理学研究法	講義	2		2
	ホスピタリティ論	講義	2		2		心理学基礎実験Ⅰ	実験	1		1
	心理学	講義	2		2		心理学基礎実験Ⅱ	実験	1		1
	倫理学	講義	2		2		臨床心理学	講義	2		2
	現代の教育	講義	2		2		カウンセリング	講義	2		2
	国際文化論（異文化理解）	講義	2		2		発達心理学（障害児の発達を含む）	講義	2		2
	地域文化論	講義	2		2		パーソナリティ	講義	2		2
	情報メディア論	講義	2		2		若者の心理	講義	2		2
	自然と生活	講義	2		2		消費者心理学	講義	2		2
	現代社会のしくみと生活	講義	2		2		恋愛の心理	講義	2		2
	情報基礎Ⅰ	演習	1	1			職場のメンタルヘルス	講義	2		2
	情報基礎Ⅱ	演習	1	1			カウンセリング演習Ⅰ	演習	1		1
	体育講義	講義	2		2		カウンセリング演習Ⅱ	演習	1		1
	体育実技	実技	1		1		心理テスト演習	演習	1		1
	英語Ⅰ	演習	1		1		箱庭療法	演習	1		1
	英語Ⅱ	演習	1		1		音楽療法	演習	1		1
	ロシア語Ⅰ	演習	1		1		カレッジ英文法	演習	1		1
	ロシア語Ⅱ	演習	1		1		English Communication	演習	1		1
	中国語Ⅰ	演習	1		1		世界の民族と文化	講義	2		2
中国語Ⅱ	演習	1		1	世界の言語と文化	講義	2		2		
(基礎科目合計)			31	2	29	現代海外事情	講義	2		2	
専門科目	コミュニケーション論Ⅰ	講義	2		2	比較民俗学	講義	2		2	
	コミュニケーション論Ⅱ	講義	2		2	英語学	講義	2		2	
	人間関係論	講義	2		2	英語文学	講義	2		2	
	English Conversation	演習	1		1	Writing Skills	演習	1		1	
	サービス実務	演習	2		2	Listening Skills	演習	1		1	
	情報と社会	講義	2		2	Reading Skills	演習	1		1	
	ビジネスマナー	演習	2		2	Speaking Skills	演習	1		1	
	生涯スポーツ	演習	1		1	Integrated English Skills	演習	1		1	
	キャリアプランニングⅠ	演習	1	1		Practical English	演習	1		1	
	キャリアプランニングⅡ	演習	1	1		TOEIC Training	演習	1		1	
	キャリアプランニングⅢ	演習	1	1		Cooking English	演習	1		1	
	キャリアプランニングⅣ	演習	1	1		海外研修	演習	1		1	
	基礎研究	演習	1	1		観光概論	講義	2		2	
	卒業研究Ⅰ	演習	1	1		観光事業論	講義	2		2	
	卒業研究Ⅱ	演習	1	1		ブライダル概論	講義	2		2	
						観光ビジネス実務総論	講義	2		2	
						国内旅行実務	演習	1		1	
						海外旅行実務	演習	1		1	
						観光関連法規	演習	1		1	
					国内観光地理	演習	1		1		
					海外観光地理	演習	1		1		

区分	授業科目	授業形態	開設単位	単位数		区分	授業科目	授業形態	開設単位	単位数		
				必修	選択					必修	選択	
専 門	観光心理学（サービス心理学を含む）	講義	2		2	専 門 教 展 育 開 科 科 目 目	スポーツ心理学	講義	2		2	
	ホテル概論	講義	2		2		コーチング学	講義	2		2	
	テーマパークイベント論	講義	2		2		トレーニング論	講義	2		2	
	トラベル・イングリッシュ	演習	1		1		ジュニアスポーツ特講（小児保健・学校安全）	講義	2		2	
	航空ビジネス論	講義	2		2		コンディショニング特講	講義	2		2	
	ブライダルコーディネート	演習	1		1		コンディショニング演習	演習	1		1	
	インターンシップ	実習	1		1		スポーツ実技Ⅰ	演習	1		1	
	情報処理演習	演習	1		1		スポーツ実技Ⅱ	演習	1		1	
	データベース論	講義	2		2		スポーツ実技Ⅲ	演習	1		1	
	医療秘書実務Ⅰ	演習	1		1		スポーツ実技Ⅳ	演習	1		1	
	医療秘書実務Ⅱ	演習	1		1		ジュニアスポーツ演習	演習	1		1	
	医学一般	講義	2		2		スポーツ指導実習	演習	1		1	
	医療管理学概論	講義	2		2		Academic Writing	演習	2		2	
	医療事務Ⅰ	演習	1		1		Current English	演習	2		2	
	医療事務Ⅱ	演習	1		1		English Presentation	演習	2		2	
	医師事務補助Ⅰ	演習	1		1		Intensive Reading	演習	2		2	
	医師事務補助Ⅱ	演習	1		1		American Culture	演習	2		2	
	インターネット活用論	講義	2		2		Idiom and Vocabulary	演習	1		1	
	ホームページデザイン	講義	2		2		(専門教育科目合計)		176	11	165	
	教 展	プレゼンテーション概論	講義	2			2	教 職 科 目	教職論（中）	講義	2	
プレゼンテーション演習Ⅰ		演習	2		2	教育原理（中）	講義		2		2	
プレゼンテーション演習Ⅱ（情報機器）		演習	2		2	英語科教育法（教育方法を含む）	演習		2		2	
ファッションビューティ（ファッション文化）		講義	2		2	道德教育	講義		2		2	
話し方入門		講義	2		2	特別活動論	講義		2		2	
栄養学基礎		講義	2		2	特別支援教育	講義		2		2	
化粧とファッションの心理		講義	2		2	生徒指導論（進路指導を含む）	講義		2		2	
日本語表現法		講義	2		2	教育相談	演習		2		2	
メイクアップ基礎		講義	2		2	中学校教育実習指導Ⅰ	演習		1		1	
メイクアップ演習		演習	1		1	中学校教育実習指導Ⅱ	演習		1		1	
育 開	ネイルアート	演習	1		1	自 由 科 目	中学校教育実習	実習	4		4	
	フラワーアレンジメントⅠ	演習	1		1		教職実践演習（中）	演習	2		2	
	フラワーアレンジメントⅡ	演習	1		1		(教職科目合計)		24		24	
	アロマセラピー	演習	1		1		Basic Studying	演習	1		1	
	カラーコーディネート基礎	演習	1		1		Career Studying	演習	1		1	
	カラーコーディネート応用	演習	1		1		観光学特講	演習	1		1	
	健康科学基礎	講義	2		2		(自由科目合計)		3		3	
	発育発達論（ジュニアスポーツ概論）	講義	2		2		(総合計)		234	13	221	
	健康エクササイズ	演習	1		1		【卒業の要件】 1. 基礎科目から10単位以上修得すること。 2. 基礎科目および専門教育科目から合計70単位以上修得すること。 3. 自由科目は、卒業単位として認定しない。					
	スポーツ医学	講義	2		2							
スポーツ経営管理学	講義	2		2								
スポーツ社会学	講義	2		2								
スポーツ生理学	講義	2		2								